

温泉法の許可を受けた施設等の変更届

届出書及び添付書類	詳細
温泉法の許可を受けた施設等の変更届 (要領 様式第2号)	届出書及び添付書類は正本2部
履歴事項全部証明書(原本) 等の変更事項及び変更の前後の状況が分かる資料	

【変更届の提出を要する事項】

- (1) 掘削の許可を受けた者の住所又は法人の主たる事務所の所在地
- (2) 掘削の許可を受けた者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
(相続、法人の合併及び分割によるものを除く。)
- (3) 省令第4条の2に該当する項目以外であって、届出を要すると知事が認める事項
- (4) 増掘又は動力の装置の許可を受けた者の住所又は法人の主たる事務所の所在地
- (5) 増掘又は動力の装置の許可を受けた者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
(相続、法人の合併及び分割によるものを除く。)
- (6) 省令第4条の2に該当する項目以外であって、届出を要すると知事が認める事項
- (7) 動力装置を管理する者(完了の届出を行った者又は温泉採取許可若しくは可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者であって、現に動力装置を管理する者。以下「動力装置を管理する者」という。)の住所又は法人の主たる事務所の所在地
- (8) 動力装置を管理する者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
(相続、法人の合併及び分割によるものを含む。ただし、法第14条の2の規定に基づく採取の許可若しくは法第14条の5の規定に基づく確認を受けた者にあつては(7)及び(8)について除く。)
- (9) 動力装置の交換及び位置の切り上げ
(ただし、現在の動力装置と同一の製品及び同位置へ交換する場合は届出不要とし、現在の動力装置に対し能力は同一であるが製造元等が異なる動力へ変更若しくは能力

温泉法の許可を受けた施設等の変更届

が劣る動力へ変更する場合に限る。)

- (10) 温泉の採取の許可等を受けた者の住所又は法人の主たる事務所の所在地
- (11) 温泉の採取の許可等を受けた者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
(相続、法人の合併及び分割によるものを除く。)
- (12) 浴槽の形状変更(ただし、軽微な変更に限る。)
- (13) 浴室の改築(ただし、軽微な変更に限る。)
- (14) 温泉貯湯槽の新設又は変更
- (15) 温泉の利用の許可を受けた者の住所又は法人の主たる事務所の所在地
- (16) 温泉の利用の許可を受けた者の氏名又は法人名称及び代表者の氏名
(相続、法人の合併及び分割によるものを除く。)
- (17) 温泉の利用の許可を受けた施設、浴室及び浴槽の名称
- (18) その他届出による内容を把握するため知事が必要と認める事項